

第七十三回 帝國議會  
衆議院

# 商法中改正法律案外一件委員會議錄(速記)第六回

付託議案  
(商法中改正法律案(政府提出、貴族院送付))  
出(貴族院送付)  
商法中改正法律施行法案(政府提出、貴族院送付)  
有限會社法案(政府提出、貴族院送付)

會議

昭和十三年三月十日(木曜日)午前十時二十

九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 野村 嘉六君

理事西田 郁平君

理事仲井間宗一君

理事宮崎 一君

理事石坂 繁君

一松 定吉君

田村 秀吉君

山本 条吉君

江原 三郎君

松木 弘君

中野 治介君

佐竹 晴記君

出席政府委員左ノ如シ

司法省民事局長 大森 洪太君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

商法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○野村委員長 是カラ開會致シマス、本日ハ第二編會社カラ質問應答ニ入ルコトニ致シマス

○大森政府委員 第二編會社ニ付キマシテハ、此部分モ左様ニ澤山ハナイノデアリマス、ハ現行規定ハ餘リ多クハナイノデアリマス、隨テ改正ノ部分モ左様ニ澤山ハナイノデアリマス、是ハ設立ノ登記ヲ以テ會社ノ成立要件ト致シマシタコトト、會社ノ解散命令ニ關スル現行規定ガ甚ダ不完全デアリマシタガ爲ニ、之ヲ適當ニ補充シタコトナドデアリマス、先づ順序ヲ逐ツテ申シマスレバ、第五十六條デアリマス、此第二項ヲ新設致シマシタ、第五十六條ハ現行法ノ第四十四條ノ三ニ該當スルモノデアリマス、御承知ノ通り、現行法ノ第四十四條ノ三ハ、明治十四年ノ改正ノ際ニ出來タ規定デアリマスガ、之ニ依リマスト、廣ク異種類ノ會社ノ合併ヲ認メテ居リマス、即チ合名會社ト株式會社ノ合併ト云フヤウナコトハ、實際ニ來ルカ甚ダ迷ハザルヲ得ナイノデアリマス、詰リ現行法ガ餘リ廣クナッテ居リマスソレヲ、適當ニ抑制スル趣旨ニ於キマシテ、第五十六條第二項ヲ新設致シタノデアリマス、テ居ルノデアリマス、斯様ニ廣ク異種類ノ會社ノ合併ヲ認メマス實益ガアリヤ否ヤト云フコトニ付テハ、多少疑ヲ挿ム餘地ハアリマス、併シ實際ニ於テ往々ニシテ行ハレ

立ハ設立手續ノ完了ニ依ツテ出來上ルノデ

アリマスケレドモ、本店所在地デ設立ノ登記ヲシナケレバ、成立ヲ以テ對抗ガ出來ナ

チ我國登記制度ノ一般原則ニ從ヒマシテ、設立ノ登記モ亦對抗要件ヲ具備スルニ過ギナ

リマスナラバ、合併後存續スル會社、ソレカラ合併ヲ爲ス當事者ノ一方、又ハ雙方ガ

株式會社デアリ、若クヘ株式合資會社デアリマスナラバ、合併後存續スル會社、ソレカラ合併ニ依ツテ新設セラレマスル會社ハ、

必ズ株式會社又ハ株式合資會社デナケレバイケナイヤウニ存ズルノデアリマス、詰リ

合併當事者ノ一方、又ハ雙方ガ株式會社デアルニ拘ラズ、合併ニ依ツテ出來ルモノガ合

名會社デアルト云フヤウナコトハ、實際ニソレガ出來ルトシテモ、ドウ云フ手續デ出

來ルカ甚ダ迷ハザルヲ得ナイノデアリマス、詰リ現行法ガ餘リ廣クナッテ居リマスソレ

ヲ、適當ニ抑制スル趣旨ニ於キマシテ、第五十六條第二項ヲ新設致シタノデアリマス、

テ居ルノデアリマス、斯様ニ廣ク異種類ノ會社ハ成立シ、他方ニ向ヘバ會社ガ成立シナイ

ト云フコトニナルノデアリマス、然ルニ御承知ノ如ク、會社ノヤウナ非常ニ有力ナ活

動ノ出來マス、人格者ガ、或ル場合ニハ成立シタコトニナリ、或ハ場合ニハ成立セザル

コトニナルト云フノハ、法律生活ノ安固ヲ期スル上ニ於テ、甚ダ望マシカラザルコト

デアリマス、デアリマスカラ此案ニ於キマ

テ、本店所在地ニ於ケル設立ノ登記ヲ必要  
トスル、即チ本店所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ  
スルコトニ依ッテ、會社ガ成立スルト云フコ  
トニ改メタ次第デアリマス、次ニ第五十八條  
乃至第六十條ハ、會社ノ解散命令ニ付テノ規  
定デアリマス、御承知ノ通リニ現行規定ニ  
モ解散命令ノ規定ガアルノデアリマス、ソ  
レハ現行規定ノ第四十七條第四十八條デア  
リマス、先ヅ第四十七條ニ付テ申シマスト、  
「會社ガ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル  
後六箇月内ニ開業ヲ爲サザルトキハ」云々ト  
云フコトニナツテ居ルノデアリマス、即チ會  
社成立後六箇月間モ開業シナケレバ、裁判  
所ガ之ニ對シテ解散ヲ命ズルコトガ出來ル  
ト云フコトヲ明ニシテ居ルノデアリマス、  
會社ノヤウナ有力ナ人格者ノ存在ヲ認メル  
ト云フコトハ、是ハ商行爲ヲ爲スラ業トス  
ル目的ヲ以テ設立セラレテ、而モ商行爲ヲ  
爲スニ足ルカニ之ヲ認メタノデアリマスケ  
レドモ、是ガ一向商業ヲ營マナイト云フノ  
デヘ、斯ル人格者ノ存立ヲ認メル必要ガナイ  
ノデアリマス、寧ロ左様ナモノガ此法律生活  
ニノサバツテ居リマスコトハ邪魔ニナルノデ  
ト云フ趣旨ハ洵ニ結構デアリマスケレドモ、唯

此規定が不完全デアリマスガ爲ニ、從來脫法的ニ此規定ノ適用ヲ潜ルト云フコトガ多カッタノデアリマス、即チ成立後六箇月内ニ開業ヲシナイト云フノデアリマスカラ、成立後二箇月目カ三箇月目カニ、チョイト數日開業サヘシテ置キマスレバ、爾後ドノ位休業シテ居ツテモ、此規定ノ適用ヲ免レルコトニナッタノデアリマス、デアリマスカラ折角良イ規定デアリナガラ、此規定ガ適用セラレルト云フコトハ、實際ニ於テ先ヅ絶無デアッタノデアリマス、同様ノ憾ガ現行規定ノ第十四條ニモアルノデアリマシテ、第四十八條ニ依リマスト、「會社ガ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ」云々ト云フコトニナッテ居リマス、併シ會社自身ガ公序良俗ニ反スル行爲ヲ爲スト云フコトハ、先ヅ殆ド考ヘラレナイノデアリマス、多クノ場合ニ於キマシテハ、會社ノ重役ガ會社ノ設備ヲ惡用シテ、公序良俗ニ反スル行爲ヲ爲スト云フコトハ、實際ニ於テ殆ドアリ得ナイ譯デアリマス、デアリマスカル行爲ヲ爲スト云フコトハ、實際ニ於テ殆ドアリ得ナイ譯デアリマス、實用ニ適シナイトモ、會社自身ガ會社自身ノ行爲トシテ、斯ラ此第四十八條ノ現行規定モ、折角良イ趣

リマスカラ是等ノ實際上ノ缺點ヲ考ヘテ、  
本案デハソレヲ改正シタノデアリマス、即  
チ第五十八條ニ依リマスト、「會社ガ正當  
ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年内ニ開業ヲ  
爲サズ又ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ  
ハ」云々ト改メマシタ、即チ現行規定ノ六箇  
月ト云フノヲ少シ延バシマシテ、之ヲ一年  
ト致シマシタケレドモ、一年内ニ開業ヲ爲サ  
ズ又一年以上休業シタルトキハトスウナリ  
マシタカラ、數日間チヨイト營業サヘスレ  
バ、規定ノ適用ガ免レルト云フコトガナク  
ナツタ譯デアリマス、ソレカラ第二項ニ、會  
社ノ重役ガ法令又ハ公序良俗ニ反スル行爲  
ヲシタ場合ニ、解散命令ヲ出し得ル途ヲ拓  
イタノデアリマス、併シ法令又ハ公序良俗  
ニ反スルト云フコトダケデハ、常ニ些少ノ  
違反デモ之ニ引ッ掛ル處ガアリマスルノミ  
ナラズ、斯様ナコトニ致シマシテ、所謂  
會社荒シノ恐喝ノ材料ニナッテモ甚ダ宜シ  
クナイコトデアリマスカラ、之ニハ一ツノ  
制限ヲ付ケマシタ、會社ノ存立ヲ許スベカ  
ラザル事由アルトキ、詰リ法令又ハ公序良  
俗ニ反スル行爲ヲシタ場合ニ、而モ其違反  
タルヤ相當重要ナ事項ニ關スルモノデアッ  
テ、會社ノ存立ヲ許スベカラザルモノデア  
ルナラバ、解散ヲ命ズルコトガ出來ル、斯

ウ云フ工合ニ致シタノデアリマス、第三項  
ハ保全ニ關スル規定デアリマシテ、是亦必  
要ナモノデアルト存ズルノデアリマス、第  
五十九條ハ一面ニ於テ解散命令ノ事由ヲ擴  
張致シマシタガ、之ニ乘ジテ會社荒シト云  
フヤウナモノガ不當ノ請求ヲスルト云フヤ  
ウナコトモ豫防シナケレバナラナイノデア  
リマスカラ、利害關係人ガ右ノヤウナ請求  
ヲシマシタ時ニヘ、會社ノ請求ニ依テ相當  
ノ擔保ヲ供スルコトヲ要スルト云フコトニ  
致シマシタ、御承知ノ通り現行規定デモ設  
立無效ノ訴或ハ決議無効ノ訴ニ付テ、此種  
ノ規定ガ置カレテ居リマス、ソレト同趣旨  
ノ規定ヲ此處ニ持ツテ來ル必要ヲ感ジタ次  
第デアリマス、第六十條モ同様デアリマシ  
テ、利害關係人ガ是等ノ請求ヲ致シマシタ  
ガ、其請求ニ無理ガアツテ請求ガ却下セラ  
レマシタル場合ニ於テ、其者ニ惡意又ハ重大  
ナル過失ガアルナラバ、會社ニ對シテ連帶  
シテ損害賠償ノ責ニ任ズト云フコトヲ明カ  
ニシタノデアリマス、是亦御承知ノ通り會  
社ノ設立無効ノ訴等ニ付キ、現行法ガ既ニ  
認メテ居リマス趣旨ヲ此處ヘ持ツテ來タ次  
第デアリマス、第一章總則ニ付テ改正ニナ  
リマシタ所ヘ、以上申上ゲタ點デアリマス  
○仲井間委員 只今ノ御懇切ナ御説明ニ依

リマシテ十分ニ納得ガ出来マシタ、餘リ深  
入リシタ御尋デハゴザイマセヌガ、第五十  
八條ノ、是ハ現行法ニハナイ所デゴザイマ  
スガ、一年以上營業ヲ休止シタトキ解散命令  
ヲ爲シ得ル場合デアリマス、成程今ノ御說  
明ニ依ッテ、此場合ニ解散シ得ル規定ヲ置イ  
タト云フコトモ、諒承ガ出来ルノデアリマ  
スルガ、併ナガラ又一面申上ゲマスト、今  
迄ノ實例等ヲ申上ゲテ御尋致シタイト思ヒ  
マスガ、前ノ昭和二年ノ銀行ノ合併「モラト  
リアム」等所謂恐慌ノ時代ニ、營業ヲ一時中  
止シナケレバナラナイヤウナ状態ニ立至ッ  
タ時代ガアルノデアリマス、斯ウ云フコト  
ハ經濟界ノ色々ノ動亂ニ依ッテ、再び來ナ  
イトモ限ラナイノデアリマシテ、其社會經  
濟上ノ波紋ニ依ッテ、會社、銀行等ノ基礎  
ヲ危クスル時ニ、一時閉店休業ト云フヤウ  
ナ狀態ニ置カル、場合モアリ得ルノデアリ  
マス、其場合ハ整理ヲサセテ再ビ銀行會社  
ノ營業ヲ更生セシメルト云フ場合ガアリマ  
ス、或ハ又整理ヲシテ、一般ノ債權者ニ公平  
ナル處置ヲ爲サシメルト云フ場合モアリマ  
スルガ、銀行會社ノ再興ヲ圖ルト云フ意味  
ノ場合モアルノデアリマス、一年以上營業  
ヲ其意味デ休止シタ場合デモ、此解散ヲ命  
ズルヤウナコトニナリマスルト、少シ酷デ

ハナイカト考ヘルノデアリマス、成程是ハ  
權能ヲ與ヘタコトニナッテ居ル規定デハア  
スガ、一年以上營業ヲ休止シタトキ解散命令  
ヲ爲シ得ル場合デアリマス、成程今ノ御說  
明ニ依ッテ、此場合ニ解散シ得ル規定ヲ置イ  
タト云フコトモ、諒承ガ出来ルノデアリマ  
スルガ、併ナガラ又一面申上ゲマスト、今  
迄ノ實例等ヲ申上ゲテ御尋致シタイト思ヒ  
マスガ、前ノ昭和二年ノ銀行ノ合併「モラト  
リアム」等所謂恐慌ノ時代ニ、營業ヲ一時中  
止シナケレバナラナイヤウナ状態ニ立至ッ  
タ時代ガアルノデアリマス、斯ウ云フコト  
ハ經濟界ノ色々ノ動亂ニ依ッテ、再び來ナ  
イトモ限ラナイノデアリマシテ、其社會經  
濟上ノ波紋ニ依ッテ、會社、銀行等ノ基礎  
ヲ危クスル時ニ、一時閉店休業ト云フヤウ  
ナ狀態ニ置カル、場合モアリ得ルノデアリ  
マス、其場合ハ整理ヲサセテ再ビ銀行會社  
ノ營業ヲ更生セシメルト云フ場合ガアリマ  
ス、或ハ又整理ヲシテ、一般ノ債權者ニ公平  
ナル處置ヲ爲サシメルト云フ場合モアリマ  
スルガ、銀行會社ノ再興ヲ圖ルト云フ意味  
ノ場合モアルノデアリマス、一年以上營業  
ヲ其意味デ休止シタ場合デモ、此解散ヲ命  
ズルヤウナコトニナリマスルト、少シ酷デ

クシテ」ト云フコトヲ書イテ居リマス、是  
○大森政府委員 全ク只今御陳述ニナリマ  
シタ通リデアリマス、昭和二年ノ大恐慌ニ  
因リマシテ、多數ノ銀行ガ相當年月ノ間休  
業セザルヲ得ナクナックコトハ御說ノ通り  
デアリマス、左様ナ場合ニ銀行法其他種々  
特殊ノ規定ガアリマスケレドモ、勿論此規  
定ガ銀行ニ適用ノアルコトハ申ス迄モナイ  
ノデアリマス、併ナガラ左様ナ場合ニ必要  
ヲ越エテ、決シ解散命令ヲ出スベキモノデ  
ハナイノデアリマス、御承知ノ通りニ此處  
デハ權能ヲ決メタダケデアリマス、常ニ斯  
ル場合ニ解散ヲ命ジナケレバナラナイト云  
フ趣旨デヘ、毛頭ナイノデアリマス、又銀  
行ノ問題ヲ離レマシテ、後ニ御説明ヲ申述  
ベタイト存ジテ居リマスルガ、此改正案ニ  
於キマシテ、會社ノ整理ト云フ詳細ナル規  
定ヲ設ケマシタ、此整理ナドニ當リマシテ、  
一年若クハソレ以上休業ヲスルト云フコト  
ハ、アリ得ルコトデアリマス、左様ナ場合  
ガアリマシテ、其後解散命令ガ出マシタ時ニ、  
サウ云フ事ヲ申シマスカト言フト、保全處分  
ガアリマシテ、其後解散命令ガ出マシタ時ニ、  
積リデ居ルノデアリマス、非訟事件手續法  
ニ屬スル規定ヲ茲ニ網羅シテモ、決シテ惡  
クハナイノデアリマスガ、大變規定ガ錯雜

ハナイカト考ヘルノデアリマス、成程是ハ  
權能ヲ與ヘタコトニナッテ居ル規定デハア  
スガ、一年以上營業ヲ休止シタトキ解散命令  
ヲ爲シ得ル場合デアリマス、成程今ノ御說  
明ニ依ッテ、此場合ニ解散シ得ル規定ヲ置イ  
タト云フコトモ、諒承ガ出来ルノデアリマ  
スルガ、併ナガラ又一面申上ゲマスト、今  
迄ノ實例等ヲ申上ゲテ御尋致シタイト思ヒ  
マスガ、前ノ昭和二年ノ銀行ノ合併「モラト  
リアム」等所謂恐慌ノ時代ニ、營業ヲ一時中  
止シナケレバナラナイヤウナ状態ニ立至ッ  
タ時代ガアルノデアリマス、斯ウ云フコト  
ハ經濟界ノ色々ノ動亂ニ依ッテ、再び來ナ  
イトモ限ラナイノデアリマシテ、其社會經  
濟上ノ波紋ニ依ッテ、會社、銀行等ノ基礎  
ヲ危クスル時ニ、一時閉店休業ト云フヤウ  
ナ狀態ニ置カル、場合モアリ得ルノデアリ  
マス、其場合ハ整理ヲサセテ再ビ銀行會社  
ノ營業ヲ更生セシメルト云フ場合ガアリマ  
ス、或ハ又整理ヲシテ、一般ノ債權者ニ公平  
ナル處置ヲ爲サシメルト云フ場合モアリマ  
スルガ、銀行會社ノ再興ヲ圖ルト云フ意味  
ノ場合モアルノデアリマス、一年以上營業  
ヲ其意味デ休止シタ場合デモ、此解散ヲ命  
ズルヤウナコトニナリマスルト、少シ酷デ

クシテ」ト云フコトヲ書イテ居リマス、是  
○大森政府委員 全ク只今御陳述ニナリマ  
シタ通リデアリマス、昭和二年ノ大恐慌ニ  
因リマシテ、多數ノ銀行ガ相當年月ノ間休  
業セザルヲ得ナクナックコトハ御說ノ通り  
デアリマス、左様ナ場合ニ銀行法其他種々  
特殊ノ規定ガアリマスケレドモ、勿論此規  
定ガ銀行ニ適用ノアルコトハ申ス迄モナイ  
ノデアリマス、併ナガラ左様ナ場合ニ必要  
ヲ越エテ、決シ解散命令ヲ出スベキモノデ  
ハナイノデアリマス、御承知ノ通りニ此處  
デハ權能ヲ決メタダケデアリマス、常ニ斯  
ル場合ニ解散ヲ命ジナケレバナラナイト云  
フ趣旨デヘ、毛頭ナイノデアリマス、又銀  
行ノ問題ヲ離レマシテ、後ニ御説明ヲ申述  
ベタイト存ジテ居リマスルガ、此改正案ニ  
於キマシテ、會社ノ整理ト云フ詳細ナル規  
定ヲ設ケマシタ、此整理ナドニ當リマシテ、  
一年若クハソレ以上休業ヲスルト云フコト  
ハ、アリ得ルコトデアリマス、左様ナ場合  
ガアリマシテ、其後解散命令ガ出マシタ時ニ、  
積リデ居ルノデアリマス、非訟事件手續法  
ニ屬スル規定ヲ茲ニ網羅シテモ、決シテ惡  
クハナイノデアリマスガ、大變規定ガ錯雜

ヤウナ諸點へ、總テ此手續法ニ明確ニスル、  
斯ウ云フ積リデ進ンデ居リマス、左様御詫  
承ヲ願ヒタイノデアリマス

○江原委員 只今ノ御説明デ大體諒解致シ  
マスガ、若シ解散命令ノ出ヌ前ニ保全處分  
ヲシタ場合ニ、會社側デ任意ニ解散ヲシテ、  
サウシテ會社側ノ清算人ヲ選シダト云フ時  
ト、此管理人ガ選任サレテ居ル時、其關係  
モヤハリ明確ニ非訟事件手續法ノ方デ規定  
サレルコトニナリマセウカ

依ツテ此法文解釋ノ補充ヲサセテ貰フコト  
モ結構デハナカラウカト、斯ウ考ヘマスルノ  
デ、實ハ質問ヲ申上ゲタ次第デアリマス、  
是カラ後モ左様ナ意味デ煩ハシイコトデハ  
アリマスケレドモ、ドウゾ御骨折ヲ御願ス  
ル次第デアリマス、今度ハ五十八條ノ第二項  
デゴザイマスガ、此第二項ハ現行法ノ四十  
八條ヲ改正シタモノデアリマシテ、成程四  
十八條ニヘ會社ト云フモノハ自然人デアリ  
マセヌカラ、會社自身ガ實際ノ行爲ヲ爲ス  
ト云フコトハ、又考ヘ得ラレナイト思フノ  
デアリマス、ソレ等ニ付キマシテ、會社ノ機  
關デアリマスル所ノ、業務ヲ執行スル社員、  
取締役、監査役ガ、今ノ法令又ハ公序良俗ニ  
反スル場合ノ規定ヲ置キマシテ、輕微ナ  
モノニ付キマシテハ別デアリマスガ、會社  
ノ存立ヲ許スペカラザル事由ガアル時ハ、  
會社ノ解散ヲ命ジ得ルヤウニナッテ居リマ  
ス、所ガ其行爲タルヤ單ニ業務ヲ執行スル  
社員トカ、取締役トカ、監査役ノ個人的行  
為ト見ラレル場合ト、又會社ノ營業ノ目的  
ノ如クニ思ハレル所ノ、所謂內部的ニ會社  
ハ解散ヲ命ジ得ル場合ニ該當スルト思ヒマ  
ス、左様御承知ヲ願ヒタイノデアリマス

○仲井間委員 御注意ハ洵ニ感謝スル次  
第デアリマス、左様ナ點モヤハリ非訟事件  
手續法ニ明確ニシナケレバナラナイト存ジ  
テ居リマス

○大森政府委員 御注意ハ洵ニ感謝スル次  
第デアリマス、左様ナ點モヤハリ非訟事件  
手續法ニ明確ニシナケレバナラナイト存ジ  
テ居リマス

○仲井間委員 只今ノ一年以上營業ヲ休止  
シタル場合ノ問題ニ付テ御尋致シマシタガ、  
是ナドハ條文カラ見マシテ、相當ハッキリ解  
釋ガ出來ルヤウナ問題ノ如クニモ思ハレマ  
スルガ、今後私御指摘ヲ致シマスルニ付キ  
マシテハ、此速記録ヲ通ジマシテ、一般ノ  
國民ニ對シテ、或ハ辯護事務ニ從事ヲスル  
トカ、或ハ裁判所ノ判事等ガ此新シイ商法  
ノ解釋ヲスル場合ニ、立法ノ趣旨ト云フモ  
ノハ議事錄ニ依ツテ明カデアリマスカラ、諸  
所ノ疑問ノアルヤウナ點ニ付キマシテハ、  
成ベク議事錄ニ殘シテ置キマシテ、ソレニ

居ルトカ、毎日サウ云フコトヲヤッテ居ルト  
云フヤウナ場合モ、之ニ適用スルノデアル  
カ、或ハ又會社其モノガ博奕ノ開帳ヲス  
ルコトヲ會社ノ營利事業トシテ、祕密ニヤッ  
テ居ルヤウナ場合ヲ指スノデアルカ、詰リ  
其行爲タルヤ社員ノ個人ノ關係ニ依ツテ爲  
ス行爲ト見ラレル場合モ含マレルカ、其處  
ニ少シ疑問ガアリマスノデ御尋致シタイ  
○大森政府委員 只今御尋ニナリマシタ事  
例ノ中デ、會社ノ重役ガ全然會社關係ヲ離  
レマシテ、全ク個人タル資格ニ依リマシテ斯  
ル行爲ヲ爲シタル場合ハ入ラナイト思フノ  
デアリマス、併ナガラ其會社ノ設備ヲ惡用  
致シマスル場合ハ、第三者カラ見テ、客觀  
的ニ之ヲ批判シテ、會社ノ行爲ナリト目ス  
ベキ程度ノモノモアリ得ルコトダラウト思  
フノデアリマス、左様ナ場合ニハソレガ會  
社ノ存立ヲ許スペカラザルモノナラバ、是  
ハ解散ヲ命ジ得ルモノナラバ、是

○仲井間委員 第五十九條デアリマスルガ、  
擔保ノ點ニ付キマシテハ、色々他ノ委員會  
ニ於キマシテモ、又七十議會ノ委員會ニ於  
キマシテモ、論議サレマシタ、擔保ニ對シ  
テ、擔保ヲ請求スル側ト請求サレル側、兩  
ル行爲ヲスルトカ、法令ニ反スル行爲ヲス  
ル場合ニ於テ、何トカ之ニ對シテ簡便ナ方  
法ヲ執リタイ、ソレハ又別ニ裁判所ニ請求  
シテ適否ヲ判断セシメルト云フヨリモ、何  
カ適當ナル方法ヲ御考慮ニナラレマスカ  
○大森政府委員 是亦御尤ノ點デアリマシ  
テ、訴訟上ニ付テハ擔保ニ付テ鬼角ウル  
アリマス、此第五十九條ノ擔保ニ付キマシ  
テモ、先程申述べマシタ非訟事件手續法ニ、  
之ニ關スル規定ヲ十分ニ入レル積リデアリ  
マス、譬ヘテ申シマスト、民事訴訟法ノ第百  
十條以下ノ擔保ノ提供ニ付テノ裁判、其他  
手續ニ關スル點ガアリマス、ソレ等ニ類ス  
ル規定ヲ非訟事件手續法ニ插入ヲ致シマシ  
テ、運用ノ完キヲ期スル積リデ居リマス  
○仲井間委員 能ク分リマシタ、非訟事件  
手續法カ何カデヤッテ、便利ニ取裁キガ出來  
ルヤウナ方法ヲ講ジテ載キタイト思ヒマス、  
五十九條、六十條ト關聯シテ五十八條トノ  
關係デアリマスガ、五十八條ノ一項、二項  
ニ於キマシテモ、會社ノ解散ヲ命令シ得ベ  
キ事項ト云フモノガ明記セラレテ居リマシ  
テ、其明記サレル事實ガ一箇年以上開業シナ  
休止シタトカ、成立後一箇年以上開業シナ  
イトカ、或ハ會社ノ機關ガ公序良俗ニ反ス  
ル行爲ヲスルトカ、法令ニ反スル行爲ヲス

ルトカ云フヤウナ場合ハ、明ニ會社ノ存立ヲ許シ得ナイモノダトシテ解散命令ヲ出シ得ル根據ヲ與ヘタノデアリマスカラ、ソレニ對シテ其解散ヲ命ズベキコトヲ申請スル、請求スル人ニ對シテ擔保ヲ供セシメタリ、或ハ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズルトカ云規定ヲ置イテアリマスガ、成程決議ノ無效デアルトカ、會社設立ノ無效デアルトカ云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、請求スル側デモ相當會社ニ重大ナル關係ガアリマスカラ、其方面ニ於キマシテハ、擔保ヲ供セシメテ然ルベキモノダト思フノデアリマスガ、其五十八條ノ場合ニ於テ擔保ヲ供セシメタリ、或ハ損害賠償ノ責ニ任ズルトカ云フヤウナコトハ、特ニ此法律ニ規定スベキ必要ガアルカドウカ、損害賠償ノ責任ト云フヨリ、民事上ノ責任ヲ有スルノデアリマスシ、五十八條ノ場合ニ於テハ、職權的ニモ解散ヲ命ジ得ベキ事項ダト思フノデアリマス、之ヲ利害關係人カラ請求スルトカ云フ場合ニ於テ、ソレニ對シテ——詰リ犯罪ヲ摘發シタト云フヤウナモノデハナイカ、斯ウ云フ場合ニ責任ヲ負ハセルト云フコトハ、ドウモ餘リ適當ナイカノ如クニ思ハレルノデアリマスガ、如何デアリマセウカ

五十八條ノ事由ハ明確ニハナッテ居リマスル  
ケレドモ、如何ニ茲ニ明確ニ事由ヲ限定シ  
テ置キマシテモ、此規定ヲ濫用スル、詰リ極  
端ナ例ヲ擧ゲマスルト、言ヒ掛リノ請求ヲ  
スルト云フコトハ、蓋シ絶無デハナイト思  
フノデアリマス、殊ニ會社關係ニ付テヘ、甚  
ダ望マシカラザルコトデハアリマスルケレ  
ドモ、今日ノ實際ニ於テ會社荒シト云フ者  
ガ、マダ存在ヲシテ居ルノデアリマス、サ  
ウ云フ者ガ之ヲ濫用スルト云フコトモ、ヤ  
ハリ頭ニ入レテ斯様ナコトモアリ得ルトシ  
テ規定ヲシナケレバナラナイデアラウト思  
フノデアリマス、左様ナ豫防ノ趣旨ニ於テ  
五十九條、六十條ヲ規定シタ次第デアリマ  
ス

年位休ム、斯ウ云ツタ工合ニ休ムコトガ途切  
レ途切レニナリマシタ場合ニ、其休シング期間  
ヲ集計致シマシテ、一年以上ニナッタラ、此規  
定ノ適用ガアルト云フノデゴザイマセウカ、  
或ハ又一年ト云フノハ引續キ一年ノ意味デ  
ゴザイマセウカ

五十八條ノ意味ガ、全ク消エテシマフデハ  
ナイカト云ツタ氣持ガシマスガ、之ニ對シマ  
シテ何カ對策ガアルノデゴザイマセウカ  
○大森政府委員 全ク御説ノヤウナ結果ヲ  
惹起スルノデアリマスガ、御承知ノ通リニ  
解散命令ト云フノハ、謂ハゞ會社ニ對シテ  
死刑ノ宣告ヲスルヤウナモノデ、餘程手痛  
キ制裁デアリマス、デアリマスルカラ、是  
等ニ該當スルヤウニ總テノ事由ヲ網羅シテ、  
遺憾ナク解散命令ヲ出シ得ルト云フコトニ  
スルノモ、弊害ヲ伴ヒハシナイカト存ジタ  
ノデアリマス、即チ現行法ニ比スレバ多少  
良クナッタト云フ程度デ、我慢ヲシテ差支ガ  
ナイデハナイカト云フ氣持デアリマス  
○佐竹委員 同條第二項ニ定款ニ反スル場  
合ヲ除外致シマシタノハ、特別ノ理由ガア  
ルノデゴザイマセウカ  
○大森政府委員 ソレハ斯様ニ考ヘタノデ  
アリマス、定款ハ會社ノ内部ノ規則デアリ  
マス、會社及ビ社員ヲ拘束致シマスケレド  
モ、第三者ヲ支配スルモノデハナイノデア  
リマス、デアリマスカラ定款ニ違反スルコ  
トハ固ヨリ惡イコトデアリマスケレドモ、  
第三者ニ害ヲ及ボサナイ程度ノモノデアリ  
マスカラ、此解散命令ニ關スル限りニ於キ  
マシテハ、第三者關係ヲ考慮シマシテ、一

般的ニ之ヲ社會ノ存在カラ失ハシムルト云  
フ程度ノモノデナケレバイケナイト云フ點  
ニ思ヒ及ビマシテ、故ラニ定款違反ヲ除イ  
タ次第デアリマス

○佐竹委員 先程ノ御説明ニ依レバ、取締  
役、監査役ナドガ全ク個人トシテ爲サレタ  
ト見ルベキ行爲ニ付テハ、本條ノ適用ハナ  
イモノト承リマシタガ、若シ會社ヲ代表致  
シマシテノ行爲ノ場合ニ適用アル規定ダト  
致シマスナレバ、法令ニ從ツテ作成サレタ  
定款ニ從ヒマシテ—— 法令ニ從ツテ其目的  
ヲ遂行スペク業務ニ從事致シマスコトハ恐ラク  
結局會社ノ正當ナ業務ノ執行トナリマシテ、  
アリ得ナイコトデハナイカ、若シアリト致  
シマスナラバ、全ク是ハ個人ノ行爲、詰リ  
會社ノ目的ニ反シ、會社ノ命ゼラレテ居ル  
所ノ法令ノ取締ニ違反シ、定款ノ定ムル所  
ニ據フズニ爲サレタ行爲ハ、是ハ全ク個人  
ノ行爲トナッテシマッテ、此第二項ノ適用ハ  
殆ドナイデハナイカト言ツタ疑問ガ起ルノ  
デゴザイマスガ、ヤハリ此規定ノ適用ガア  
リト致シマスナラバ、如何ナル場合デゴザ  
イマセウカ、一二三デ宜シウゴザイマスカラ、  
一つ例示ヲ願ヒタイト思ヒマス

○大森政府委員 先程モ申述ベマシタ通り

ニ、此第五十八條ハ現行規定ノ第四十八條  
ノ缺陷ヲ補ツタモノデアリマシテ、成程重役  
ガ個人トシテ會社關係カラ全ク離レテ、斯  
様ナ行爲ヲ爲シマシタ場合ニハ、固ヨリ之  
ニ該當致シマセヌ、極端ナ例ヲ申シマスレ  
バ、重役ガ人殺シヲシタ、ソレダカラト云ツ  
テ會社ガ解散命令ヲ受ケテハ堪ラナインオデ  
アリマス、併ナガラ重役ガ其會社ノ設備ヲ  
悪用シマシテ、只今モ御設例ニ出マシタガ、  
博奕場ヲ開ク、其博奕場ノ利益ガ會社ノ利  
益ニナル、第三者カラ見マシテ會社自身ガ  
ルコトヲ要スコトハ勿論デアルト考ヘマス、  
思フノデアリマス、隨テ相當ノ擔保ヲ供ス  
所ガ五十八條ノ場合ニハ、ドウモ是ハ私ノ  
見落シカモ分リマセヌケレドモ、公告ヲ要  
スルヤウナ規定ハナイヤウデゴザイマス、  
リ會社關係トシテ重役ガ博奕場ヲ開イテ居  
ル、斯ウ云フヤウナ場合ハ第五十八條ニ入  
リ得ルト思フノデアリマス、又例ヘバ或ル  
興行會社ニ於キマシテ常ニ風俗ヲ害スル興  
行ヲシテ居ル、ソレデ金ヲ取ッテ會社ノ儲ケ  
ニシテ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ハヤハリ  
第五十八條第二項ニ該當スルモノト存ジテ  
ス所ノ規定ガゴザイマセヌ、隨テ斯ウ云フ  
場合ニハ、寧ロ第三項ノ場合ノ保全處分ノミ  
ニ積マシテ、其以外ノ場合ハ、唯裁判所ノ  
フコトデアル、所ガ第三項ノ場合ニハ積マ  
マスルカラ、非訟事件手續法ニ之ニ關スル  
テノ規定ヲ持ツテ行ク積リデアリマス、其時  
ニ公告ヲ事モ勿論考慮ヲスル積リデアリマス、  
而モ公告ノ如何ニ拘リマセズ、斯様ナ請求  
ガ起リマシタ場合ニ、會社ノ迷惑ヲ被ムル  
コトノアリ得ベキコトハ、想像スルニ容易

場合ガ出テ居ルト云フ御説明デゴザイマシ  
タ、併シ私共、此改正案ヲ一覽致シマシタ時  
ニ、斯ウ云フ氣持ガスル、決議取消或ハ無效  
或ハ設立無效等ノ場合ニ於キマシテハ、公  
告ヲスルコトヲ要スルト云フコトニナッテ  
居リマス、隨ヒマシテ其公告ヲセラレマス  
ト、之ガ爲ニ損害ノ起ル場合ガアルヤウニ  
アリマス、併ナガラ重役ガ其會社ノ設備ヲ  
惡用シマシテ、只今モ御設例ニ出マシタガ、  
博奕場ヲ開ク、其博奕場ノ利益ガ會社ノ利  
益ニナル、第三者カラ見マシテ會社自身ガ  
ルコトヲ要スコトハ勿論デアルト考ヘマス、  
思フノデアリマス、隨テ相當ノ擔保ヲ供ス  
所ガ五十八條ノ場合ニハ、ドウモ是ハ私ノ  
見落シカモ分リマセヌケレドモ、公告ヲ要  
スルヤウナ規定ハナイヤウデゴザイマス、  
リ會社關係トシテ重役ガ博奕場ヲ開イテ居  
ル、斯ウ云フヤウナ場合ハ第五十八條ニ入  
リ得ルト思フノデアリマス、又例ヘバ或ル  
興行會社ニ於キマシテ常ニ風俗ヲ害スル興  
行ヲシテ居ル、ソレデ金ヲ取ッテ會社ノ儲ケ  
ニシテ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ハヤハリ  
第五十八條第二項ニ該當スルモノト存ジテ  
ス所ノ規定ガゴザイマセヌ、隨テ斯ウ云フ  
場合ニハ、寧ロ第三項ノ場合ノ保全處分ノミ  
ニ積マシテ、其以外ノ場合ハ、唯裁判所ノ  
フコトデアル、所ガ第三項ノ場合ニハ積マ  
マスルカラ、非訟事件手續法ニ之ニ關スル  
テノ規定ヲ持ツテ行ク積リデアリマス、其時  
ニ公告ヲ事モ勿論考慮ヲスル積リデアリマス、  
而モ公告ノ如何ニ拘リマセズ、斯様ナ請求  
ガ起リマシタ場合ニ、會社ノ迷惑ヲ被ムル  
コトノアリ得ベキコトハ、想像スルニ容易

○佐竹委員 五十九條ニ付テ御尋ヲ致シタ  
イト思ヒマス「利害關係人ガ前條第一項又  
ハ第二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ會社ノ請  
求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス」  
先程決議無効、設立無効ノ場合ニモ同様ノ  
裁判所ノ認定ニ御在セシテ、裁判所ガ必要ア  
リト認ムル時ニハ擔保ヲ積マセルト云ツタ  
工合ニ致シマスコトガ、實情ニ適スルノ  
デハナイカト云フ疑問ガ起ルノデゴザイマ  
スガ、如何デゴザイマセウカ  
○大森政府委員 第五十九條ニ付テ第五十  
八條第三項ノ場合ガ拔ケテ居ルデヤナイカ  
ト云フ御質問デアッタヤウデアリマスケレ  
トモ、ソレハ拔ケテ居ナインオデアリマス、  
ドモ、ソレハ拔ケテ居ナインオデアリマス、  
ト云フ御質問デアッタヤウデアリマスケレ  
トモアリマセウ、出サナイ場合モアリマセウ、  
請求ヲ爲シタル場合ノ總テヲ示シテアリマ  
スカラ、此場合ニ第三項ノ命令ヲ出ス場合  
モアリマセウ、出サナイ場合モアリマセウ、  
請求ヲ爲シタル場合ニ該當スルノデアリマス、ソ  
レカラ次ニ斯様ナ擔保ヲ供スルコトヲ命ズル  
何レモ茲ニ謂フ前條第一項又ハ第二項ノ請  
求ヲ爲シタル場合ニ該當スルノデアリマス、ソ  
レカラ次ニ斯様ナ擔保ヲ供スルコトヲ命ズル  
必要ハナクハナイカト云フ御意見デアリマス、  
ソレガ例ノ公告ノ問題ニモ關聯ヲシテ居リ  
マシタガ、公告ノ問題ハ先程カラ申述ベテ  
居リマスル通り、此手續ハ非訟事件デアリ  
マスルカラ、非訟事件手續法ニ之ニ關スル  
テノ規定ヲ持ツテ行ク積リデアリマス、其時  
ニ公告ヲ事モ勿論考慮ヲスル積リデアリマス、  
而モ公告ノ如何ニ拘リマセズ、斯様ナ請求  
ガ起リマシタ場合ニ、會社ノ迷惑ヲ被ムル  
コトノアリ得ベキコトハ、想像スルニ容易

デアラウト思ヒマス、若シ又ソレデ會社ガ實害ガナケレバ、後ニ損害賠償ヲ命ズルコトハナイノデアリマスカラ、擔保ノ請求ヲ茲ニ認メテ置クト云フコトハ、弊害ノナイモノダト存ジテ居リマス、尙ホ公告ニ付テハ、思フニ非訟事件手續法ニ於テ必ズ之ヲ必要手續ニシナケレバナラナイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○佐竹委員 五十八條第二項ハ餘程ノ場合  
デゴザイマシテ、謂ハマ社會ニ害毒ヲ流ス場合ヲ豫想致シマシタ規定デゴザイマス、隨テ斯ウ云フ會社ノ存立ハ、社會公共ノ爲ニ許スベカラズト云ッタヤウナ公益的理由ガ相當ニアルト考ヘル、隨ヒマシテ斯ウ云フ場合ニハ、其公益上ノ見地ニ立ツテ擔保ガナクテモ請求ガ出來ル、又會社荒シナンカノヤウナ場合、即チ會社ゴロナンカヲ取締ルト云ッタヤウナ場合ニ於キマシテハ、擔保ヲ精マセルトカ云ッタヤウナ具合ニ、其處ニ裁判

所ヲシテ適當ニ鑑別セシムルコトニスルノガ、寧ロ此規定ヲ有效ニ効カシメル所以デハナイカト云フ氣持モ致シマスガ、如何デナイト思ヒマスケレドモ、今御注意ニナリ

マシタ御趣旨ニ付キマシテハ手續法ニ於テ  
十分考慮致シマス、デアリマスカラ御趣旨  
ハ幾分酌入レルコトハ出來ルダラウト思ヒ  
マスガ、此擔保供與ノ點ヲ止メルト云フコ  
トハ、今日ノ實情カラ致シマシテ、即チ御  
承知ノ通リニ隨分言ヒ掛ケラスルト云フモ  
ノモアリ得ルノデアリマスカラ、之ヲ全廢  
スルト云フコトハ、御贊同申上ゲ兼ネルト  
存ズルノデアリマス

マシタ御趣旨ニ付キマシテハ手續法ニ於テ  
十分考慮致シマス、デアリマスカラ御趣旨  
ハ幾分酌入レルコトハ出來ルグラウト思ヒ  
マスガ、此擔保供與ノ點ヲ止メルト云フコ  
トハ、今日ノ實情カラ致シマシテ、即チ御  
承知ノ通リニ隨分言ヒ掛ケヲスルト云フモ  
ノモアリ得ルノデアリマスカラ、之ヲ全廢  
スルト云フコトハ、御贊同申上ゲ兼ネルト  
存ズルノデアリマス

○野村委員長 佐竹君モウ宜シウゴザイマ  
スカ

○佐竹委員 宜シウゴザイマス

○山本委員 第五十七條ノ規定ニ依ツテ、會  
内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事

ニ入ルノデアリマス、其第一節ニ規定致  
シマシタ點ハ、之ニハ餘り重要ナ改正ハナ  
イノデアリマス、唯支店ノ所在地ニ於ケル  
登記期間ヲ延バシマシテ、是ハ御承知ノ通  
リニ當業者カラ年來強キ要望ガアッタノデ  
アリマシテ、其實際上ノ要求ニ應ジタ譯デ  
アリマス、尙ほ順次申シテ參リマス、第六  
十三條デアリマス、是ハ設立登記ニ關スル  
規定デアリマスケレドモ、現行規定トハ多  
少趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、御承知  
ノ通リニ現行規定デハ第五十一條デアリマ  
スガ、「會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間

ニ入ルノデアリマス、其第一節ニ規定致シマシタ點ヘ、之ニハ餘リ重要ナ改正ハナイノデアリマス、唯支店ノ所在地ニ於ケル登記期間ヲ延バシマシテ、是ハ御承知ノ通りニ當業者カラ年來強キ要望ガアッタノデアリマシテ、其實際にノ要求ニ應ジタ譯デアリマス、尙ほ順次申シテ參リマス、第十三條デアリマス、是ハ設立登記ニ關スル規定デアリマスケレドモ、現行規定トハ多少趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、御承知ノ通リニ現行規定デハ第五十一條デアリマスガ、「會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス」トナツテ居リマス、即チ現行規定ニ依リマスルト、合名會社ニ付キマシテハ、定款ノ作成デ會社ガ出來テシマヒマスカラ、其會社ガ出來タ後二週間内ニ登記シロ、斯ウ云フ筋合ニナツテ居リマス、然ルニ第五十七條デ申上ゲマシタ通り、此案デハ設立ノ登記ヲスルコトニ依ツテ會社ガ成立スルノデアリマスカラ、隨ツテ唯登記ヲシロ、斯ウ言ヘバソレデ足リルノデアリマス、隨テ第六十三條ニ定款ノ記載事項ヲ定メ、第六十四條ニ登記事項ハ斯様デアル、斯ウ云フ風ニシテソレデ足ルト思フノデアリマス、唯文字トシテ變更ノ點ヲ申シマス

ルト、第六十三條ノ第五號デアリマス、是ハ現行法デハ「社員ノ出資ノ種類」トナツテ居リマス、之ヲ「社員ノ出資ノ目的」ト改メシタ、是ハ實質的ニハ變更シタ積リハナ、イノデアリマスガ、從來ノヤウニ社員ノ出資ノ種類ト申シマスルト、何ダカ漠然トシテ廣クナリ過ギルノデアリマス、此點デ要求シテ居リマス所ハ何々ヲ出資スルノデアルカ、其出資ノ目的物、出資ノ對象ヲ具體的ニ書クノデアリマスカラ、種類ト言フヨリハ目的ト言フ方ガ適當デアラウト思ッテ、斯ク變更シタノデアリマス、ソレカラ第六十四條ノ第一項第四號デアリマスガ「社員ノ出資ノ目的、財產ヲ目的トスル出資ニ付テハ其ノ價格及履行ヲ爲シタル部分」トシテ、其「履行ヲ爲シタル部分」ト云フノヲ入レタノデアリマス、現行法ニハ漏レテ居リマス、詰リ財產出資ニ付テハ、唯財產出資ト明ニスレバ宜イノデアル、其中幾ヲ提供シテアルノデアルカト云フコトハ登記ヲスル必要ガナカツタノデアリマス、併シソレデハ會社ノ現實ノ狀態ガ、ハッキリ分ラナイノデアリマスカラ、履行ヲ爲シタル部分ヲ登記ニ明確ニセシムルコトニ致シマシタ、御承知ノ通リニ此案デハ株式會社ノ現實出資ハ、即時ノ履行ト云フコトニ致シマシタガ、合名

會社ニ付テハ在來ノ通リデアリマシテ、必シモ即時全部履行ヲ要求致シマセヌカラ、斯様ナ必要ヲ生ジテ來ルノデアリマス、ソレカラ同條ノ第二項デアリマス、是ハ支店ニ於ケル登記期間ヲ定メタノデアリマス、本店ニ於テ登記ヲ致シマシタモノヲ、二週間内ニ支店ノ所在地デ登記ヲシロト云フコトニ致シマシタ、詰リ現行法ニ依リマスト、御承知ノ通リニ本店及支店ノ所在地デ二週間内ニ登記ヲシナケレバナラナイノデアリマシテ、本店ト支店ノ所在地ニ於ケル登記期間ガ同じ期間ニナッテ居ルノデアリマス、ソ通リニ本店デ先ヅ登記ヲシテソレヲ持ツテ行ツテ支店デ登記ヲスルカラ、支店デ登記ヲスルコトガ遅クナル、同じ期間ニ束縛サレテ居リマスト、兎角支店ノ登記ガ遅レ勝チデ、ソレガ又過料ノ原因ニナルト云フコトニナッテ大變迷惑ヲ致シテ居ツタノデアリマス、ソレデアリマスカラ、合名會社ニ於キマシテハ、設立ノ登記ヲシテ其後二週間内ニ支店ハ、登記ヲスレバ宜イ、斯ウ致シタノデアリマス、其關係ハ第六十五條ニナリマスルト、更ニ明確ニナリマス、第六十五條ハ會社成立後ニ登記ヲスル場合ノ規定デアリマス、

其同一期間内ニ本店及支店デ登記ヲシナケレバナラナイコトニナツテ居リマス、ソレデ支店デ登記ヲスルコトガ遅レテ其爲ニ過料ヲ科セラレルト云フコトガアツテ大變ニ困ルト云フノデ、長イ間當業者カラ要望ガアツタノデアリマス、デアリマスカラ、此案ニハ本店ノ所在地デヘ二週間内、支店所在地ニ於テハ三週間内ト致シマシタ、詰リ現行法ノ同一期間ニ週間内ニト云フ代リニ、二週間、三週間ト致シマシテ、支店ノ所在地ニ於ケル登記期間ヲ一週間ダケ延バシタノデアリマス、左様ニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、第一節ニ於テ申述ズベキコトハ是ダケト考ヘマス

○大森政府委員 御承知ノ通リニ署名ニ代  
フルニ記名捺印ヲ以テ致シマシタノハ、寧  
口捺印ト云フ點ニ重キヲ置イタノデアラウ  
ト思フノデアリマス、即チ西洋流ノ自己署  
名ト云フコトモ結構デアリマスケレドモ、  
我國在來ノ風習ニ依リマスト、印章ヲ重ン  
ズル、印ヲ捺スト云フコトニ重キヲ置イテ、  
印ヲ捺セバ名前ノ方ハ必シモ自署デナクテ  
モ宜イ、斯ウ云フノデアラウト思フノデア  
リマス、ソレデアリマスカラ護謨判ヲ捺シ  
テ、ソレニ印ヲ加ヘルト云フコトハ記名捺  
印ニナリマスケレドモ、唯護謨判ニ連續シ  
テ印ニ當ルモノモクッ付イテ居ツテ、其印ダ  
ケラ別ニ離シテ他ノ場合ニ使ヘルト云フモ  
ノデナイナラバ、記名捺印ニハナラナイ  
モノト存ズルノデアリマス、詰リ一般ノ場  
合ニ印章トシテ使フモノヲ附ケ加ヘレバコ  
ソ記名捺印ニナリマスケレドモ、其印章ト  
云フモノノ獨立存在ノナイ場合ハ、記名捺  
印ニハ該當シナイモノダラウト、私ハ解釋  
ヲシタイト思フノデアリマス

○野村委員長 第一節設立ニ付キマシテハ、  
他ニ御質疑ハアリマセヌカ  
〔進行ヲ願ヒマスト呼フ者アリ〕

○野村委員長 ソレデハ第二節會社ノ内部

○大森政府委員 第二節ハ會社ノ内部ノ關係デアリマスガ、御承知ノ通りニ現行規定デモ會社ノ内部ノ關係ハ、第三者ニ利害ノ程重要ナ規定デナイノデアリマス、隨テ此改正案ニ於キマシテモ、左程特ニ改正スキ必要ヲ感ジナカツタノデアリマス、ヤハリ順次申シテ參リマスト、第七十三條「社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ」是ガ御承知ノ現行法ノ第五十九條ニ該當スルノデアリマス、現行法第五十九條ニ依リマスト、是ガ對抗要件ニナシテ居ルダケデアリマス、即チ「社員ガ他ノ社員ノ承諾ヲ得シテ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡シタルトキハ其譲渡ハ之ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス」トアリマス、然ルニ此對抗ノ問題ニ付キマシテハ、前回ニモ御指摘ガアリマシタガ、往々ニシテウルサイ問題ヲ生ズルコトニナリマスルガ、此持分ノ譲渡ノ如キハ、正ニ其一つノ例デアリマシテ、デアリマス、御承知ノ通り持分ノ譲渡ノ結云フ工合ニハッキリシテ置イタ方ガ宜イノ

果、社員ノ地位ニ變動ヲ來シマスカラ、ソレニ多少トモ曖昧ノ點ガアリマスルナラバ、合名會社ニ取リマシテハ相當重大ナル禍ヲ始スノデアリマス、デアリマスカラ之ヲ明確ニ、有效無効ノケジメヲ付ケタ次第デアリマス、第七十四條ハ例ノ競爭業禁止ノ規定デアリマスガ、現行規定ニ少シ補充ヲシタケデアリマス、即チ此法案ノ第四十一條ノ第一項デ既ニ申述ベマシタト同様ノ趣旨デアリマシテ、第七十四條ノ第一項ニ他ノ會社ノ取締役ニモナレナイト云フコトヲ一つ加ヘタノデアリマス、ソレカラモウ一ツ第二項ニ「自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキ」斯様ニ致シマシタ、現行規定デハ商行為トナッテ居リマシタノヲ、ソレデハ狹イカラ取引ニ改メタノデアリマス、第三項ニ於ソレカラ第七十五條デアリマスルガ、是ハ新設ノ規定デアリマスガ、現行規定ニハ全ク缺ケテ居タノデアリマス、御承知ノ通り現行規定デハ、株式會社ノ取締役ニ付テ同様ノ規定ガアリマスガ、合名會社ノ社員ニ付テハ是ガ漏レテ居タノデアリマス、ソレガ爲ニ實際ノ運用上困ッタコトモアルノデアリマシテ、左様ナ缺陷ヲ補充シタノガ是アリマス、即チ社員ハ他ノ社員ノ過半數

ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲スコトガ出來ル、若第三者ノ爲ニ取引ヲシタ時ニ付テ、例ノ民法ノ雙方代理禁止ノ規定ヲ持シテ來ル必要ガナイノデアリマスカラ、特ニ民法第百八條ノ規定ヲ適用シナイト云フコトヲ明ニシタノデアリマス、即チ現行規定ニ於ケル取締役ニ關スル當該規定ト全ク同趣旨デアリマス

○佐竹委員 七十四條七十五條等ニ、社員ハ「他ノ社員ノ過半數ノ決議」ト規定致シテ居リマスガ、斯ウ云フ場合ニハドウデゴザイマセウカ、幼稚ナ御尋カモ分リマセヌガ、二人ノ合名會社ノ社員ガアリマスガ、其他ノ一人ハ是ハ勿論決議ガ出來マス、サウ云フ場合ニ三人アリマス時ニ、一人ガ七十四條ノ第二項ノ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタ時、アトニ残ッテ居リマス二人ガ決議ヲ致シマスガ、過半數ノ決議ト云ツテ、二人デゴザイマスカラ、過半數ニナリ得ナイ、斯ウ云ツタヤウナ場合ニハドウナルノデゴザイマセウカ

○大森政府委員 丁度同ジャウナ御設例ガ、現行規定ノ他ノ社員ノ一致ト云フ場合ニ問題ニナッタノデアリマス、現行規定デハ

甲乙二人シカ社員ガナイ場合ニ、問題ニナツタノデアリマス、甲ヲ除イテ、乙ダケデ他ノ社員ノ一致ガアルカドウカト云フコトニ付テ種々學說モアリ、又裁判例モアツタヤウニ存ジテ居リマス、デアリマスカラ、是ハ今後ノ裁判例ニ俟ツノ外アリマセヌケレドモ、唯私個人トシテ考ヘテ居リマスルコトハ、甲乙二人ノ社員ガアルダケノ場合ニ於テ、第七十五條ノ適用ニ付テ考ヘテ見マスルト、乙ダケノ同意デ過半數ノ決議ニ當ルモノト考ヘテ宜クハナイカト存ズルノデアリマス、然ラバ甲乙丙ノ三名アツタ場合、乙丙各考ヲ異ニシタ場合ハドウデアルカ、是ハ過半數ノ決議ガナイモノト言ハナケレバナラナイト思フノデアリマス、是ハ併シ私個人ノ考デアリマジテ、其當否ハ裁判ヲ俟ツニアラザレバ決定ガ出來マセヌ、唯左様ノ程度ニ御聞キ流シヲ願ヒタイノデアリマスカラ、比較シテ此方ヲ輕クスルノガ正當デアラウト考ヘタノデアリマス

○佐竹委員 七十四條ニ取引ト云フ文字ヲ用ヒテアリマスガ、現行法ノ六十條第二項ニハ商行為トアリマス、六十條第一項ニハ「會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行為ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員」トナッテ居リマシテ、ヤハリ商行為ニ關スルコトデアリマス、又少クトモ商人格行爲ヲスレバ是レ總テ附屬的商行為ドナル譯デアリマス、商行為ト云フノデ

盡キルヤウニモ考へマスガ、此商行爲ト云  
フ文字ヲ用ヒルノト、取引ト云フ文字ニ改正  
致シマスコトトノ間ニ、大分差デモアルノ  
デアリマセウカ

○大森政府委員 是ハ多少文字ノ末ノ問題  
デアルカモ知レナインデアリマスガ、御承  
知ノ通リニ本案デハ第四條ニ第二項ヲ新設  
致シマシテ「店舗其ノ他之ニ類似スル設備ニ  
依リテ物品ノ販賣ヲ爲スラ業トスル者」其他  
云々ハ「商行爲ヲ爲スラ業トセザルモ之ヲ  
商人ト看做ス」斯様ナ規定ヲ置イタノデア  
リマス、ソコデ現行法ノ如キ商行爲ト云フ  
文字ダケデ續ケテ行キマスト、狹キニ失シ  
ハシナイカト云フ疑ガ起リマシテ、左様ナ  
關係カラ稍、廣キ文字ヲ用ヒタ次第デアリ  
マス

表ス但シ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ業務  
執行社員中特ニ會社ヲ代表スベキ者ヲ定ム  
ルコトヲ妨げズ」但書ハ現行法ト變りハナイ  
ノデアリマスルガ、本文ニ變更ガアルノデ  
シテ居ルノデアリマス、デアリマスルカラ  
現行法ノ下ニ於キマシテハ、觀念上ハ業務  
ヲ執行スル權限ガナクシテ、而モ會社ノ代  
表權ガアル、反對ノ場合、會社代表權ガナ  
クシテ而モ業務執行權ガアルト云フ社員ガ  
認メラレルコトニナッテ居リマス、併シ實際  
ニ於テ左様ナコトハ、アリ得ナインデアリ  
マス、業務ヲ執行スル權限ガナクテ會社ヲ  
代表スルコトガ出來ル、又會社ヲ代表スル  
コトガ出來ナインニ業務ノ執行ヲスルコト  
ガ出來ルト云フヤウナコトハ、餘リニモ空  
論的デアリマス、デアリマスカラ、是ガ實  
際ニ即應シマスヤウニ、業務執行社員ハ原  
則トシテ會社代表權ヲ持ツノデアル、而モ  
テ宜シイ、特定代表ノ制度ハ現行法通リニ  
リマシテ順次申述ベテ參りタイト存ジマス、  
第七十六條デアリマスルガ、是モ現行法ニ  
變更ヲ加ヘタノデアリマス、此案ニ依リマ  
スルト「業務ヲ執行スル社員ハ各自會社ヲ代

リマシテ、現行法ニハ全ク漏レテ居ツタノデ  
アリマス、即チ「會社ガ社員ニ對シ又ハ社  
員ガ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テ其  
コトヲ要ス」譬へテ申シマスルト會社ノ代表  
社員タル甲ガ、會社ニ對シテ訴ヲ提起シ又  
合ニ、何等規定ガアリマセヌト、誰ガ一體  
會社ガ其申ニ對シテ訴ヲ提起スルト云フ場  
合ニ、何等規定ガアリマセヌト、誰ガ一體  
認メラレルコトニナッテ居リマス、併シ實際  
ニ於テ左様ナコトハ、アリ得ナインデアリ  
マス、其不備ヲ補ツタモノガ此規定デアリマ  
ス、次ニ第八十條デアリマスルガ、是ハ一  
般的説明ノ際ニモ簡単ニ申述べタノデアリ  
マス、所謂直接責任ノ原則ニ關スル有力ナ  
ル規定デアリマス、御承知ノ通リニ現行法  
デハ、第六十三條ニナッテ居ルノデアリマス  
ルガ、其現行規定第六十三條ガ此第八十條  
ノ第一項ニ當ルノデアリマス、此點ハ現行  
法ヲ改メテ居ナインデアリマス、即チ會社  
ニ債務超過ノ事實ガアルナラバ、會社ノ債  
權者ハ會社ノ社員ニ對シテモ直接ノ請求ガ  
出來ルノデアリマシテ、此場合ニ各社員ハ  
連帶ノ責任デアリマス、又固ヨリ無限デア  
リマス、所謂直接連帶無限ノ責任ノ根據ヲ  
成ス規定デアリマシテ、合名會社ニ取リマ  
シテ全ク重要ナルモノデアリマス、然ルニ

此規定ノ精神ハ固ヨリ結構デアリマスルケ  
レドモ、會社ガ債務超過ニナッテ居ルカ否ヤ、  
言換ヘマスレバ會社債務者カラ社員ニ對シ  
テ直接ノ請求ヲ爲シ得ル狀態ニナップス居ル  
カ否ヤト云フコトハ、訴訟ニ關スル限リニ  
立證ヲシナケレバナラナイコトハ、民事訴  
訟法上ノ原理トシテ當然ノコトデアリマス、  
然ルニ會社債權者ハ會社カラ見レバ外部ノ  
者デアリマシテ、會社ノ懷ロハ能ク分ラナ  
イ譯デアリマス、又左様ナ狀態ニアリマス  
ル場合ニ、會社ハ得テ自分ノ財產狀態ヲ隱  
シマス、又胡麻化シマス、尙更以テ第三者  
ニハ分ラナイ譯デアリマス、隨テ現行規定第  
六十三條ト云フノハ結構ナ規定デアリマス  
ルケレドモ、實用ニ適シナカッタノデアリマ  
ス、ソレヲ補ツテ實用ニ適スルヤウニ致シマ  
シタノガ此第二項ト第三項ヲ加ヘタ所以デ  
アリマス、即チ第一項ニ「會社財產ニ對スル  
強制執行ガ其效ヲ奏セザルトキ亦前項ニ同  
ジ」ト云フコトニ致シマシタ、即チ會社ニ強  
制執行ヲ掛ケテ見タケレドモ金ガ取レナ  
カッタ、サウ云フヤウナ事實ガアルナラバ、  
ソレダケデ十分デアル、即チ會社ノ債務超  
過ノ事實ノ有無如何ヲ問ハズ是ダケデ直接  
ノ請求ガ出來ルノデアルト云フコトヲ、第

シテ第三項ニ一種ノ緩和的規定ヲ置イタノ  
デアリマス、即チ「前項ノ規定ハ社員ガ會  
社ニ辨濟ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコト  
ヲ證明シタルトキハ之ヲ適用セズ」是ハ御  
承知ノ民法ノ保證ニ關スル規定ニモ同種ノ  
モノガアルノデアリマシテ、ソレ等ヲ考慮  
致シマシテ此第二項、第三項ヲ明ニシタ次  
第デアリマス、第八十一條モ新設ノ規定デ  
アリマス「社員ハ會社ニ屬スル抗辯ヲ以テ  
會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得、會社ガ  
其債權者ニ對シ相殺權、取消權又ハ解除權  
ヲ有スル場合ニ於テハ社員ハ其ノ者ニ對シ  
債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得」申ス迄モナク社  
員ガ會社債權者カラ請求ヲ受ケマシタ場合  
ニ、其社員ガ自己ニ屬スル抗辯權ヲ以テ對抗  
シ得ルコトハ固ヨリ明瞭デアリマス、併シ會社ニ  
タガ爲ニ、解釋上多大ノ疑問トセラレテ居リ  
マス、敢テ疑問ト云フバカリデハナクテ、サウ  
シナケレバナラナイノデアルケレドモ、規  
定ガナイカラ消極ニ解スルノ外ハナイト云  
フコトニ、略々傾イテ居ルヤウニ存ズルノデ  
アリマス、ソレデハ甚ダ遺憾ナ次第デアリマ  
スカラ、之ヲ明文ヲ以テ明ニシタノデアリ

マス、第八十三條ニモ改正ガアリマスガ、是ハ殆ド字句ノ問題デアリマシテ、重要ナル性質ヲ持ツタモノデハナインデアリマス、第八十三條ハ現行規定ノ第六十五條ノ規定ニ依リマスト「社員ニ非ザル者ニ自己ヲ社員ナ

改正法律案ノ説明ノ中ニモ語ツテアリマス如クニ、非常ニ重要ナル改正規定デアリマス、詰リ第三者ノ保護、會社債權者ノ保護ノ見地カラ、六十三條ヲ其儘活カシテ、更ニ第二項、第三項ヲ新設サレタ規定ノヤウデア

求償ノ問題ガ生ズルノデアリマス、是ハ斯様ナ問題ヲ生ゼシメナイ方ガ宜イト存ズルノデアリマス、デアリマスカラ會社ト社員トノ連帶ト云フコトヘ、寧ロ現行法通リニ、ヤメタ方ガ宜クハナイカト考慮シタ次第デ

ハ善意ノ第三者ニ對シテ社員ト同一ノ責任ヲ負フ此「善意ノ第三者ニト廣ク書イテアリマス所ガ誤解ヲ生ズル元デアリマス、斯ル誤認ヲセシメタナラバ其誤認ノコト自身ガ惡イノデアリマスカラ、誤認ニ依ッテ會社ト取引ヲシタ者、ソレニ對スル關係ニ於テノミ社員ト同一ノ責任ヲ負ハシムベキデアリマス、又ソレデ足リルノデアリマス、現行法ノ解釋ト致シマシテモ左様ニ考ヘラレテ居リマシテ、唯解釋ハ左様デモ文字ガ廣クナツテ居ルノデアリマスカラ、其點ニ付テ誤解ヲ生ジテハイケナイト云フ、斯ウ云フ考カラ致シマシテ之ヲ明確ニシタノデアリマス、即チ何々ノ行爲アリタル時ハ其者ハ誤認ニ基キテ會社ト取引ヲ爲シタル者ニ對シト、斯様ニ明確ニシタニ過ギナインデアリム、斯様ニ戴イテアリマス此

致シマスルナラバ、イツソ此各社員ガ會社ト連帶シテ債務ノ辦済ニ任ズル、斯ウ云フヤウナ規定ニ致シマシタ方ガ第三者保護、債權者保護ニ全キヲ得ルノデハナイカト思フノデアリマス、サウ致シマスレバ第二項、第三項ノ規定モ自然不必要ニナッテ來ハシナイカト考ヘマスルガ、サウスレバドシノク債權者ガ社員ヲ最初カラ訴ヘテ來ルト、斯ウ云フ風ナ御懸念デアリマセウガ、サウ致シマシタ所デ訴ヘル方カラハ會社ノ債務超過ト云フコトハ、立證シナケレバナラヌダラウト思フノデアリマスガ、ソレニ付テ御説明ヲ願ヒマス

○大森政府委員 御尤ニモ存ズルノデアリマスガ、此原告カラ會社ニ債務超過ノ事實アリト云フコトヲ、常ニ立證セシムルト云フコトハ、寧ロ原告側ニ酷デアリマス、結果ヲ得ラレナイコトガ多イト存ジタノガ其ノツデアリマス、又會社ト社員トヲ連帶關係ニ立タセマスルト、會社ト社員トノ間ニ

○中野委員 八十條ノ二項ニ付テ御尋シタ  
イノデアリマスガ、此二項ニ依リマスト會  
社財產ニ付テ限定ガアリマセヌノト、強制  
執行ニ付テノ效力上、ソレニ付テノ制限モ  
ナイノデアリマスカラ、此成文其モノニ依  
リマスト會社財產ノ一部ニ對シ、又強制執  
行ノ方法モ債權執行ト不動產ノ執行ト色々  
種類ガアリマスガ、其一方法ヲ取ッテ、會  
社財產ノ一部ニ對シマシテ強制執行ラシテ、會  
サウシテ效ヲ奏セナンダ場合ニモ、直チニ  
此八十條ノ第二項ノ規定ニ依ッテ、社員ニ對  
シテ訴ヲ致シテモ宜シイ、斯ウ云フ意味ニ  
解シテモ宜シイノデアリマスカ

○大森政府委員 大體ニ於テ御説ノ通リニ  
ナラウトハ思ヒマスガ、會社ノ一部ノ財產  
ニ對スル執行ニ於テスラ效ヲ奏シナイノデ  
アリマスカラ、左様ナ場合ハ一應ヘ會社ノ  
財產ガ總ニ瓦ツテ工合ガ惡イト云フコト  
ガ、想像出來ルダラウト思フノデアリマス、  
サウシテ此「效ヲ奏セザルトキ」ト云フノガ、

○石坂委員 説明の中第八十條ニ付テ一寸  
御伺致シタイ、同條ハ御説明ニ依リマシテ  
ト、斯様ニ明確ニシタニ過ギナインデアリ  
認ニ基キテ會社ト取引ヲ爲シタル者ニ對シ  
マス

マスガ、此原告カララ會社ニ債務超過ノ事實アリト云フコトヲ、常ニ立證セシムルト云フコトハ、寧ロ原告側ニ酷デアリマス、結果ヲ得ラレナイコトガ多イト存ジタノガ其ツデアリマス、又會社ト社員トヲ連帶關係ニ立タセマスルト、會社ト社員トノ間ニ

ナラウトハ思ヒマスガ、會社ノ一部ノ財産ニ對スル執行ニ於テスラ效ヲ奏シナイノデアリマスカラ、左様ナ場合ハ一應ヘ會社ノ財產ガ總デニ瓦ツテ工合ガ惡イト云フコトガ、想像出來ルダラウト思フノデアリマス、サウシテ此「效ヲ奏セザルトキ」ト云フノガ、

マス、又ソレデ足リルノデアリマス、現行法ノ解釋ト致シマシテモ左様ニ考ヘラレテ居リマシテ、唯解釋ハ左様デモ文字ガ廣クナッテ居ルノデアリマスカラ、其點ニ付テ誤解ヲ生ジテハイケナイト云フ、斯ウ云フ考カラ致シマシテ之ヲ明確ニシタノデアリマ

債權者ガ社員ヲ最初カラ訴ヘテ來ルト、斯  
ウ云フ風ナ御懸念デアリマセウガ、サウ致  
シマシタ所デ訴ヘル方カラハ會社ノ債務超  
過ト云フコトハ、立證シナケレバナラヌダ  
ラウト思フノデアリマスガ、ソレニ付テ御  
説明ヲ願ヒマス

種類ガアリマスガ、其一方法ヲ取ッテ、會社財產ノ一部ニ對シマシテ強制執行ラシテ、會社ウシテ效ヲ奏セナシダ場合ニモ、直チニ此八十條ノ第二項ノ規定ニ依ツテ、社員ニ對シテ訴ヲ致シテモ宜シイ、斯ウ云フ意味ニ解シテモ宜シイノデアリマスカ

マス、又ソレデ足リルノデアリマス、現行法ノ解釋ト致シマシテモ左様ニ考ヘラレテ居リマシテ、唯解釋ハ左様デモ文字ガ廣クナッテ居ルノデアリマスカラ、其點ニ付テ誤解ヲ生ジテハイケナイト云フ、斯ウ云フ考カラ致シマシテ之ヲ明確ニシタノデアリマ

債權者ガ社員ヲ最初カラ訴ヘテ來ルト、斯  
ウ云フ風ナ御懸念デアリマセウガ、サウ致  
シマシタ所デ訴ヘル方カラハ會社ノ債務超  
過ト云フコトハ、立證シナケレバナラヌダ  
ラウト思フノデアリマスガ、ソレニ付テ御  
説明ヲ願ヒマス

種類ガアリマスガ、其一方法ヲ取ッテ、會社財産ノ一部ニ對シマシテ強制執行ヲシテ、サウシテ效ヲ奏セナシダ場合ニモ、直チニ此八十條ノ第二項ノ規定ニ依ツテ、社員ニ對シテ訴ヲ致シテモ宜シイ、斯ウ云フ意味ニ解シテモ宜シイノデアリマスカ

○石坂委員 説明の中第八十條ニ付テ一寸  
御伺致シタイ、同條ハ御説明ニ依リマシテ  
ト、斯様ニ明確ニシタニ過ギナインデアリ  
マス

マスガ、此原告カラ會社ニ債務超過ノ事實アリト云フコトヲ、常ニ立證セシムルト云フコトハ、寧ロ原告側ニ酷デアリマス、結果ヲ得ラレナイコトガ多イト存ジタノガ其ツデアリマス、又會社ト社員トヲ連帶關係ニ立タセマスルト、會社ト社員トノ間ニ

ナラウトハ思ヒマスガ、會社ノ一部ノ財産ニ對スル執行ニ於テスラ效ヲ奏シナイノデアリマスカラ、左様ナ場合ハ一應ヘ會社ノ財產ガ總デニ瓦ツテ工合ガ惡イト云フコトガ、想像出來ルダラウト思フノデアリマス、サウシテ此「效ヲ奏セザルトキ」ト云フノガ、

債權者側ニ無效若クハ取消ノ理由ガアッタ場合ハ、毛頭入ラナイノデアリマス、強制執行自身ハ有效ナル強制執行デアッタケレドモ、金ガ取レナカツタ、斯様ニ吾々ハ考ヘテ立案ヲシタノデアリマス、デアリマスルカラ其強制執行ノ目的ニナック財産、會社ノ一部ノ財產デアッテモ、勿論之ニ該當スル積リデアリマス

○中野委員 大體分タヤウデアリマスルガ、尙ホ一寸ハツキリスル爲ニ御尋致シマス、サウスルト會社ノ持ツテ居リマス債權ニ對シマシテ債權執行ヲ致シマシタ時、其場合ニ完全ナル辨濟ヲ得ルコトガ出來ナンダ、斯ウ云フ場合モ此八十條ノ適用ヲ受ケマシテ、社員ニ對シテ訴ヲシテモ宜シイ、斯ウ心得テ宜シイノデゴザイマスカ

○大森政府委員 御說ノ通リデアリマス、○佐竹委員 七十九條ノ訴ヲ會社ガ受ケル場合ニ、其訴ニ付キ「會社ヲ代表スベキ社員ナキトキハ他ノ社員ノ過半數ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス」他ノ社員ガ其決議ヲシナイデ即チ代表スベキ社員ヲ定メナイ時ニハ、訴ヲ提起スルノニ因リハシナイカ、訴ガ不能ニナリハシナイカ、斯ウ懸念スルノデゴザイマスガ、如何デゴザイマセウカ、是ハ七十七條第二項ニハ「第三十九條

第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スト」トアリ、三十九條二項ノ場合ニハ支配人ガ多數アリマス時ニ其一人ニ對シテ意思ヲ表示スレバ營業主ニ對シテ效力ヲ生ズルト云フ此規定ヲ準用スル、斯ウシタヤウナ場合、ヤハリ七十九條ノ場合ニ他ノ誰ニ對シテ訴ヲ提起致シマシテモ——他ノ社員ノ誰ニ對シテモ訴ガ提起出來ルヤウニ致シマセヌト、他ノ社員ガ都合ガ惡クテ一向決議シナイ、ソレガ爲ニ訴ヲ提起スペキ相手方ガ定ラナイデ、不能ニナルト云フヤウナ處ハナ

イデセウカ

○大森政府委員 第七十九條ノ關係ニ付テ、若シ會社ガ被告デアリマスル場合ニ、御說ノヤウニ過半數ノ決議ガ得ラレナカッタ、若クハ決議ヲ少シモシナイ、斯様ナ場合ハ御承知ノ民事訴訟法第五十六條、第五十八條ニ依リマシテ、其途ガ拓カレテ居リマス、即チ特別代理人ノ選任ノ方法ニ依ツテ是カ救ハレルト存ズルノデアリマス、然ラバ原告ノ場合ハドウデアルカト申シマスト、

○大森政府委員 第七十九條ノ訴ヲ提起シ得ル一ツノ事由デアリマシテ、直チニ社員ニ對スル強制執行ハ出來ナイト思ヒマス、○仲井間委員 先刻誰方カ會社ト社員トラ連帶セシメテ、社員ノ連帶責任ヲバ第三者ニ對シテ徹底セシムル方ガ、宜クハナイカニ對シテ御意見ガアッタヤウデアリマスガ、成程會社ト社員トラ連帶セシムルコトニ付キト云フ御意見ガアッタヤウデアリマスガ、成程會社ト社員トラ連帶セシムルコトハ、餘程考慮ラシ重キ例外デハアリマスルケレドモ、之ヲ非常ニ極端ニ其債務者タル地位ヲ會社ト同列ニ同様ニ置クト云フコトハ、

ナケレバナラナイト存ジテ居ル次第デアリマス、デアリマスカラ現行法制ヲヒドク改メナイ、唯其缺陷不備ヲ補充スルト云フ程度ニ於テ、第八十條ノ改正ヲ試ミタ次第ズルノデアリマス

○仲井間委員 八十條ノ點ニ付テ御尋シタイノデスガ、第二項ヲ新設致シマシタルガ爲ニ、會社ニ對スル債權者ノ執行權ヲ隨分保護サレテ居ルヤウニ思ヒマスガ、尙ホ進差押ヲ致シマシタ所ガ、第二項ニ依リマシテ、其債權ノ辨濟ガ不満足デアッタト云フコトノ調書ヲ執達更ガ作成致シマシタダケテ、會社ニ對シテ債務名義ヲ持タナイデモ強制執行ガ出來ルカ否ヤヲ伺ヒタイ

○大森政府委員 ソレハ出來ナイノデアリマス、此第八十條ハ社員ニ對シテ訴ヲ提起シ得ル一ツノ事由デアリマシテ、直チニ社員ニ對スル強制執行ハ出來ナイト思ヒマス、○大森政府委員 御尤ト存ズルノデアリマス、成程合名會社ノ社員ノ責任ハ直接連帶

ノデアリマスカラ、會社ガ既ニ債務超過ニナリマシテ、辨濟ヲ爲シ得ナイト云フ事實ガ明ニナルナラバ、ソレヲ以テ債務名義トスルヤウナコトハ勿論現行法デハ出來マセスケレドモ、左様ナ途ヲ拓クコトモ結構デゴザイマシテ、何カ差支ガアルノデゴザイマセウカ、別ニ又訴訟ヲ起シテ、社員ヲ債務者ニシテ債務名義ヲ取ラナケレバナラヌ事情ガアルノデアリマセウカ、其點ヲ……

○大森政府委員 御尤ト存ズルノデアリマス、此第八十條ハ社員ニ對シテ訴ヲ提起シ得ル一ツノ事由デアリマシテ、直チニ社員ニ對スル強制執行ハ出來ナイト思ヒマス、○仲井間委員 ハ法人一般トシテハソレガ原則デアリマス、合名會社ニ付テハ例外デアリマスカラ、社員ニ請求スルコトガ出來ナイト云フノハ、法人一般トシテハソレガ原則デアリマス、即チ特別代理人ノ選任ノ方法ニ依ツテ是カ救ハレルト存ズルノデアリマス、然ラバ原告ノ場合ハドウデアルカト申シマスト、

○仲井間委員 御説明ノ趣旨ハ分リマシタアリマス

○仲井間委員 御説明ノ趣旨ハ分リマシタアリマス

キマシタ以上ハ、法律ニ依リマシテ社員ハ連帶シテ會社ノ債務ヲ辨濟スル責ニ任ズルノデアリマスカラ、會社ガ既ニ債務超過ニナリマシテ、辨濟ヲ爲シ得ナイト云フ事實ガ明ニナルナラバ、ソレヲ以テ債務名義トスルヤウナコトハ勿論現行法デハ出來マセスケレドモ、左様ナ途ヲ拓クコトモ結構デゴザイマシテ、何カ差支ガアルノデゴザイマセウカ、別ニ又訴訟ヲ起シテ、社員ヲ債務者ニシテ債務名義ヲ取ラナケレバナラヌ事情ガアルノデアリマセウカ、其點ヲ……

○大森政府委員 御尤ト存ズルノデアリマス、此第八十條ハ社員ニ對シテ訴ヲ提起シ得ル一ツノ事由デアリマシテ、直チニ社員ニ對スル強制執行ハ出來ナイト思ヒマス、○仲井間委員 ハ法人一般トシテハソレガ原則デアリマス、合名會社ニ付テハ例外デアリマスカラ、社員ニ請求スルコトガ出來ナイト云フノハ、法人一般トシテハソレガ原則デアリマス、即チ特別代理人ノ選任ノ方法ニ依ツテ是カ救ハレルト存ズルノデアリマス、然ラバ原告ノ場合ハドウデアルカト申シマスト、

ケレドモ、結局社員ハ會社ノ債務ニ對シテ連帶シテ其責任ヲ帶ビルト云フ規定ガアリマスル以上ハ、其規定ガアリ且又第二項ニ今度新設サレタ所ノ債權者保護ノ規定ガアリマスカラ、尙ほ進ンデ直ニ直接責任ヲ全ウシ得ル執行名義ト、同一ナ效力ヲ奏スルダケノ法律ヲ拵ヘマシテモ、此會社社員ニ對シテ大シテ不測ノ損害ヲ與ヘズシテ、債權者ヲ擁護シ得ルト思フノデアリマスルカ

ノ關係」ハ別ニ他ニ御質疑ガナササウニ認  
メマス、仍テ本日ハ午後ハ部屋ノ都合ガアツ  
テ出来ヌサウデアリマスカラ、明朝十時カ  
ラ開クコトニ致シマス、明朝ハ第四節ノ「社  
員ノ退社」カラ始メルコトニ致シマス  
○中野委員 私ハ昨日缺席致シマシテ申譯  
ナイノデアリマスガ、一言デ宜シウゴザイ  
マスカラ 御許シヲ 願ヒタイノデアリマス

ス、私共多ク體驗シタ實例デアリマスガ、  
サウ云フモノニ對シマシテヘ、行爲ノ如何  
ニ依リマシテハ、刑法ナリ破産法ト云フヤ  
ウナ他ノ取締モアリマスガ、商法獨自ノ立  
場カラ何トカソレニ對シマシテ、取締ル方  
法ト云フモノハアリマセヌデセウカ、其點  
ニ付テ當局ガ御考ガアルト云フコトデアリ  
マスレバ御示シヲ願ヒタイ

デアリマス、是ハ前ノ條文ノ第十二條デスカ、登記スベキ事項ハ裁判所デ公告ヲシロト云フコトニナッテ居リマス、是ハヤハリ登記スベキ事項デアリマスカラ、裁判所デ公告ヲスルコトニナル譯デアリマスガ、サウ致シマスト、登記ニ依ツテ成立ハスルガ、更ニ公告ニ依ツテ初メテ対抗要件ガ出來ルノデセウカ、公告ガナケレバ法律效果ト云フモノヲ生ジナイ譯デアリマスネ

セウカ  
ラ、尙ほ何トカ考慮ガ出來ルモノデアリマ

○野村委員長 宜シウゴザイマス  
○中野委員 營業ノ譲渡ニ付テ御

ルヤ否ヤハ分リマセヌガ、此案デ第一十六  
條以下ニ於キマシテ、營業譲渡ヲ致シマシ

○大森政府委員 此第五十七條ニ付キマシテハ、之ヲ以テ會社ノ成立要件ニ致シタ、デ

○大森政府委員 會社債權者ヲ保護スルト  
云フ見地カラ申シマシテ、御説ノヤウニ致シ  
マスレバ、ソレコソ完璧デアリマス、併シ  
社員ノ側モ多少考慮ヲシテヤラナケレバナ  
ラナイト思フノデアリマス、社員ナリヤ否  
ヤト云フコトハ證據上ハ左程問題ニハナリ  
マスママイケレドモ、是モ問題ノ種デアリマ  
スルシ、社員ガ責任ヲ負フベキ時期ニ於ケ  
ル會社ノ債務デアルヤ否ヤ、是ハ退社員ニ  
付テ生ズル問題デアリマシテ、左様ナ點ニ  
付テモ争ニナリ得ルノデアリマスルカラ、  
ヤハリ今日ノ所ハ此程度デ先づ我慢ヲシテ  
置ク方ガ、宜クハナイカト存ジタ次第デア  
リマス

聽シタイノデアリマスガ、營業ノ讓渡ト云  
フコトハ直接ノ效果ト致シマンテハ、讓渡  
人ト讓受人トノ間ニ單ニ營業ノ移轉ト云フ  
結果ヲ生ズルノデアリマセウ、此讓渡ヲ爲  
ス原因ノ正、不正、善惡ニ於キマシテハ、  
第三者ニ不測ノ損害ヲ及ボスコトガ、營業  
ト云フ性質ニ考ヘマシテ非常ニ重大デアル  
ト云フコトガ、想像サレルノデアリマス、  
原因ノ不正ナル場合ニハ讓渡ノ形式手段方  
色々ト講ゼラレルノデアリマスガ、譬ヘテ  
申スナラバ、眞實ハ讓渡デアリマスガ、形  
式ハ讓渡人ハ廢業致シマシテ、讓受人ガ新  
ニ開業スルト云フヤウナ方法ヲ執ル、サウ  
シテ第三者ニ不測ノ損害ヲ被ラシムルト云  
フコトヲ、往々ニシテ耳ニスルノデアリマ

新設致シタノデアリマス、此譲渡ヘ今仰  
セニナリマシタヤウナ甲ガ營業ヲ止メテ、  
乙ガ營業ヲ新ニ始メルト云フ形式ヲ取リマス、  
シテモ、ソレガ事實譲渡デアリマスナラバ、  
此處ノ所謂譲渡ニ皆入ルノデアリマス、  
ソレニ依リマシテ第三者ノ權益ハ相當ニ擁  
護サレテ居ルト思フノデアリマス、ソレ以  
外ノ取締制裁ニ付キマシテハ、商法ニ於テ  
ハ別ニ考慮ヲ致シテ居リマセヌ、是ダケデ  
十分ヂヤナイカト考ヘタ次第デアリマス  
○中野委員 分リマシタ

アリマス、此場合ニ商法第十二條ノ適用ノ  
ナイコトヘ、現行法モ此規定モ同ジコトデ  
アリマス、デアリマスルカラ本案ノ適用ノ  
結果ニ依リマシテ、第五十七條ノ登記デ會社  
ガ出來マス、ソレデ成立ヲスル譯デアリマ  
ス、既ニ成立ヲスルノデアリマスカラ、對  
抗ノ問題ハ生ズル必要ガナイノデアリマス、  
其後ニ公告ヲ致シマス、此公告ハ全ク此點  
ニ付テハ爾後ノ手續デアリマス、特殊ノ法  
律上ノ效果ヲ伴ヘナイノデアリマス  
○野村委員長 ソレデヘ今日ハ是デ散會致  
シマス

○中野委員 分リマシタ

シマス

○仲井間委員 一寸山本君カラ御質問ノア

午後零時十分散會

登記ヲスルコトニ依ツテ會社ガ主張スル問題

卷之三

昭和十三年三月十一日印刷

昭和十三年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局